



赤 議 第 1 1 2 号
令和 3 年 3 月 2 2 日

赤穂市議会
議 長 竹 内 友 江 様

議会運営委員会
委員長 家 入 時 治

令和 2 年度議会活性化に関する協議結果について

標記の件について、令和 2 年 6 月 2 日から令和 3 年 3 月 5 日まで計 8 回にわたり、検討・協議を行い、その結果を取りまとめましたのでご報告いたします。

令和2年度議会活性化に関する協議結果について

I 令和2年度議会活性化に向けた検討・協議の方向性及び課題事項

令和2年度議会活性化の協議にあたり、令和2年6月2日開催の議会運営委員会において、議長より議会活性化への取組みについては、「令和元年度の議会活性化の協議において、継続して検討・研究する事項“②”となっている「代表質問について」及び「議会のICT化等について」の2項目を協議し、方向性を定めていただきたい。また、当該2項目については、平成29年度から協議してきたものであるが、どちらも直ちに結論に達しない事項であったことから、議会の現状の課題に即した「議会の透明化」や「緊急時の議員の対応」等の新たな検討項目を設けてはどうか。」との諮問を受けました。

次に6月17日開催の議会運営委員会において、まず課題事項を協議するにあたり“②”の継続して検討・研究する事項となっていた「代表質問について」及び「議会のICT化等について」の2項目については、令和2年度は協議を見送ることとし、新たな検討項目として、新型コロナウイルス感染症も含めた災害時における議会の在り方を定める「議会業務継続計画」の策定について、協議・検討し、その結果を議長に答申するとの確認を行いました。

なお、議会業務継続計画を検討する際、他市の状況など資料提供や、業務継続計画（案）等は、事務局において作成し、事前に配布することとしました。

以上のことから、令和2年度議会活性化の協議を行う課題事項については、以下のとおりとなった次第であります。

【令和2年度議会活性化協議課題事項】

事項 番号	課題事項	集約名称
57	赤穂市議会業務継続計画の策定について	議会BCP

II 令和2年度議会活性化課題事項の協議、検討日程

令和2年度議会活性化課題事項については、以下の日程で協議・検討を行いました。

検討・協議日程

回	日 程	検 討 内 容
第1回	令和2年 6月 2日(火)	議会活性化の今後の進め方 検討事項(新規)提出依頼
第2回	令和2年 6月 17日(水)	議会活性化の今後の進め方 検討事項の決定
第3回	令和2年 8月 11日(火)	議会業務継続計画の構成等 他市事例の紹介
第4回	令和2年 12月 25日(金)	議会業務継続計画(案)の検討、意見 集約
第5回	令和3年 1月 14日(木)	議会業務継続計画(案)の検討、意見 集約
第6回	令和3年 1月 28日(木)	議会業務継続計画(案)の検討、意見 集約
第7回	令和3年 2月 8日(月)	議会業務継続計画(案)の検討、意見 集約
第8回	令和3年 3月 5日(金)	議会活性化に関する協議結果につい て(議長宛)

Ⅲ 令和2年度議会活性化の協議、検討の結果

令和2年度議会活性化の協議、検討を行った結果、諮問のあった「令和元年度において、継続して検討・研究する事項“②”となっていた「代表質問」（事項番号32、34）及び「議会ICT化等」（事項番号43、44、45、47、53）については、令和2年度においては検討せず、また、新たな検討項目である「赤穂市議会業務継続計画の策定」（事項番号57）については、別冊のとおり赤穂市議会の内規として策定しました。

本計画は、議会の内規として運用しますが、議会基本条例における「災害時の議会対応」に係る条項の追加については今後検討することとしました。

なお、本業務継続計画は赤穂市議会業務継続計画設置要綱の制定後速やかに施行するものとします。

令和2年度 議会活性化に関する課題事項 一覧

大分類	事項番号	課題事項	提出党派	結果
Ⅳ. その他	57	赤穂市議会業務継続計画を策定する	全会派	① (協議・検討済)
Ⅲ. 議会運営	32	一問一答を一括質問、一括答弁方式から一問目からの一問一答とする。または、選択制とする	公明党 新風	② (令和2年度は検討しない)
Ⅲ. 議会運営	34	一般質問の一問一答方式の改善。1回目の市長答弁から一問一答とする。	共産党	
Ⅳ. その他	43	タブレット、スマホ、パソコンを本会議・委員会等で使用可とする（5～7階のwi-fi環境の整備）	公明党 新風	② (令和2年度は検討しない)
Ⅳ. その他	44	議会サーバーの設置(書類の電子保存)	公明党 新風	
Ⅳ. その他	45	資料の電子化と電子化による共有化	新風	
Ⅳ. その他	47	携帯メールへの連絡(事務局からの連絡)	公明党 新風 事務局	
Ⅳ. その他	53	ペーパーレス議会・タブレット議会	新風	

○検討結果についての方向性（取扱い）

継続して検討（研究）する事項“②”については、今期任期中に検討・研究が終わらない場合、一旦リセットし課題事項としては全部消滅する。ただし議会事務局において参考資料として保存しておき、改めて課題事項を検討する際の資料として活用する。

（平成29年7月11日開催の議会運営委員会 決定事項）

赤穂市議会業務継続計画

(議会BCP)

令和3年3月

兵庫県赤穂市議会

目 次

1	計画の目的	1
2	対象とする災害等	2
3	議会の基本的役割	3
4	議長の基本的役割	3
5	議員の基本的役割	3
6	市との連携・協力体制	4
7	業務継続に係る体制及び行動基準	
	(1) 議会及び議員の体制	5～6
	(2) 議会事務局の体制	6～7
8	議会災害対策会議	
	(1) 開催フロー	8
	(2) 議員、議会事務局の対応	8
	(3) 協議、調整事項等	9
	(4) 議会事務局の対応	9
9	計画の見直し	9
10	感染者に関する情報公開	9
11	災害時の連絡体制	10
12	その他	10
	災害等発生時対応フロー図	11
	様式1 議員安否確認表	12
	様式2 情報収集連絡表	13
	様式3 災害対策会議要点記録票	14
	安否確認及び情報伝達文例	15～16
	議員の初動期における安否確認行動フロー図	17
	赤穂市議会災害対策会議設置要綱	18～19

別紙 1 議会 BCP 行動基準（地震・風水害編）・・・・・・・・・・ 21～29

- 1 対応段階の定義
- 2 対応段階に応じた行動基準

○行動基準フロー図（地震・風水害編）

別紙 2 議会 BCP 行動基準（感染症編）・・・・・・・・・・ 31～37

- 1 発生段階の定義
- 2 段階に応じた行動基準
- 3 新型インフルエンザ等感染症に係る消毒について

○行動基準フロー図（感染症編）

1 計画の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、これまでの想定を超える巨大な地震・津波が発生し、広大な範囲に甚大な被害をもたらした。また平成30年7月豪雨災害においては、西日本を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫や洪水、土砂災害により各地に未曾有の被害をもたらした。

一方で、令和2年に、世界的に流行拡大した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生し、住民の命を守る対策の徹底が強く認識されたことを踏まえ、行政のみならず議会においても感染症対策への取り組みを進めることが求められている。

そのような非常事態の発生時においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定が必要となる中、多様な住民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、赤穂市議会の初動期の行動基準をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、もって災害被害の拡大防止、各議員の災害発生時における役割やあり方の確認並びに議会機能の早期回復とその維持を図ることを目的とした赤穂市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定する。

2 対象とする災害等

災害時において、議会が果たすべき役割や行動については、市の対応と極めて高い関係性があることから、市において地域防災計画に基づく赤穂市災害対策本部、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく赤穂市新型インフルエンザ等対策本部、及び国民保護計画に基づく赤穂市国民保護対策本部(以下「市対策本部等」という。)が設置される災害基準等を概ね準用することとし、議会BCPの対象とする災害等(以下「災害等」という。)は、次表のとおりとする。

災害等種別	内 容
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震等大規模な地震が発生した場合、特別警報(震度6弱以上、大津波警報)が発表されたとき、又は本市に津波による被害が発生した場合において被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため必要があると認められるとき ・大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発表され、西播磨の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき ・気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報・警報を発表したとき ・市域で震度5弱以上の地震を観測したとき ・その他、不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため、災害応急対策に備える必要があると認められるとき
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されたとき、又は暴風、大雨、洪水、高潮の警報、土砂災害警戒情報が発令され、大規模な災害が予測され、総合的な対策を実施する必要があるとき ・気象庁が兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報・警報を発表したとき ・警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害対策を実施する必要があるとき
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で、※市の行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生したとき、国が緊急事態宣言を行ったとき等(周辺諸国で発生した場合の設置もある) <p>※(1)感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 (2)感染症法第6条第9項に規定する感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災・爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、市域に有害物質、放射能物質等が大量に放流出、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合又はそのおそれのあるとき

3 議会の基本的役割

議会は、議決機関として予算、条例など市の団体意思を決定することや、執行機関の事務執行状況を監視するとともに、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や市民ニーズを反映するなど、重要な役割を担っている。

また議会は、大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、議会機能を維持する必要がある。

そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初動対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担わなければならない。

議会BCPが対象とする災害が発生、又は災害の発生するおそれがある場合において、市対策本部等が設置された場合、議長が必要と認めるときは、赤穂市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向けた体制を整える。また、市が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行うとともに、以下の対応を行うものとする。

- (1) 議会災害対策会議は、市対策本部等から災害情報の提供を受け、各議員に情報提供を行う。また、議員から収集した災害情報を整理し、市対策本部等へ提供する。
- (2) 被災地及び避難所等の状況把握を行い、市民の要望等を踏まえ、議会災害対策会議で調整の上、市対策本部等に対して提言、要望等を行う。また、市対策本部等と連携・協力し、国・県その他関係機関に対して要望等を行う。
- (3) 本会議、委員会等の開催等、議会の機能回復に向けた調整を行う。

4 議長の基本的役割

議会BCPが対象とする災害が発生、又は災害の発生が予測され、市対策本部等が設置された場合、必要と認めるときは議会災害対策会議を設置し、災害対応に係る業務を統括する。

5 議員の基本的役割

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。

一方で、災害等発生時には、議会の機能とは別に、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。また、災害等の対応等を行いながら、被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

議員は、議会災害対策会議が設置されたときは、以下の対応を行うものとする。

- (1) 自らの安否及び連絡先を議会災害対策会議に報告し、連絡体制の確立を図る。
- (2) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会災害対策会議に報告するとともに、議会災害対策会議から災害情報の提供を受け、市民に提供する。
- (3) 各地域において、災害支援・復旧活動に協力するとともに、被災者に対する相談、助言その他の支援を行う。

6 市との連携・協力体制

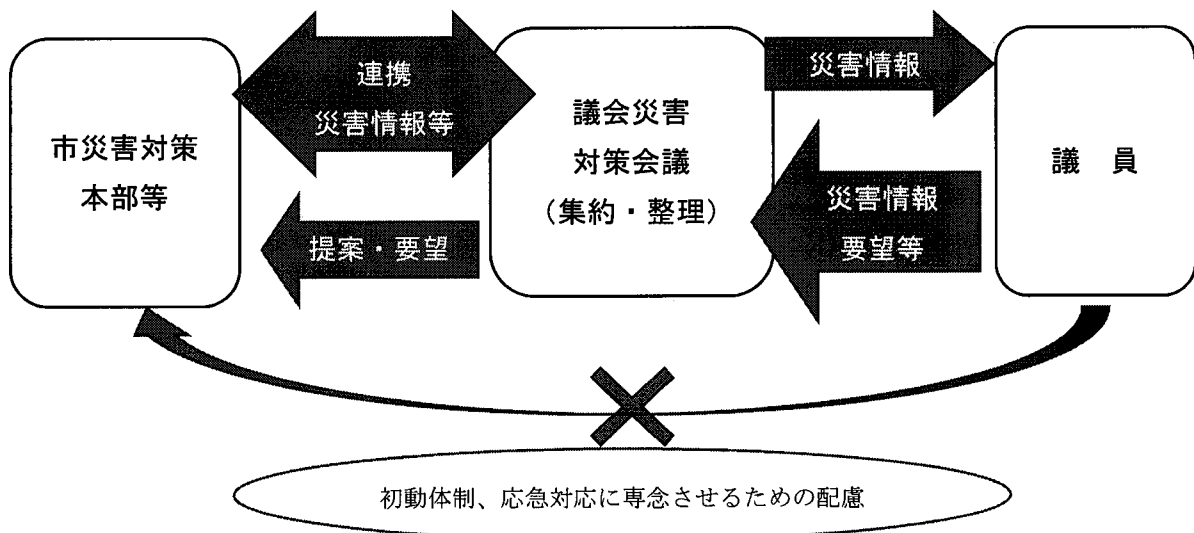
災害等発生時において、災害対応活動に実質的かつ主体的に対応にあたるのは、市対策本部等をはじめとする市（執行機関）である。議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で災害に対応することとなる。

特に災害初期段階においては、市では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、情報収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応することが必要不可欠であるとともに、市が初動体制や応急対応に専念できるような配慮が必要である。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。

よって、議会と市は、それぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の共有を主体とする連携・協力体制を整え、以下の災害対応にあたるものとする。

- (1) 議長は効果的な災害復旧、復興に資するため、必要に応じて市長と災害対応について協議するものとする。
- (2) 議員は、緊急の場合を除き、原則、直接市対策本部等へ連絡しないものとする。
- (3) 議会事務局長は、市対策本部等に本部員として参加し、議会からの情報提供を行う。また、他の議会事務局員も、本部要員として参加しながら、議会災害対策会議の連絡要員としての業務にあたる。



7 業務継続に係る体制及び行動基準

(1) 議会及び議員の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市対策本部等が設置された後、速やかに議会災害対策会議の設置の可否を決定し、迅速な災害対応にあたるものとする。議会災害対策会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員長、各会派代表者で組織し、議会としての意思決定や、意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担い、設置基準は次のとおりとする。

(議会災害対策会議の組織)

役職	議長	副議長	議会運営委員長	各会派代表者
主な任務	議会災害対策会議の設置を決定し、議会災害対策会議を代表し、事務を統括する。	議長を補佐し、議長に事故のあるときは、その職務を代理する。	議長の命を受け議会災害対策会議の事務に従事し、議長及び副議長に事故のあるときは、その職務を代理する。	議長の命を受け議会災害対策会議の事務に従事する。

※議会災害対策会議構成員以外の議員は、議長が必要と認めるときは議会災害対策会議に出席し、その事務に従事することができる。

(議会災害対策会議の設置基準等)

災害種別	設置・解散時期	設置場所	議会災害対策会議構成員参集	会議運営
・地震 ・風水害 ・感染症 ・その他	市対策本部等の設置後、速やかに議長が議会災害対策会議の設置の可否を決定し、市対策本部等の解散をもって議会災害対策会議を解散するものとする。	市庁舎5階第一委員会室（状況に応じて、議長が指定した場所）	議長から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに議会災害対策会議に参集する。	会議の進行は議長が行う。協議事項は、その都度、議長が決定する。

※新型インフルエンザ感染症等に係る市対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令の場合は設置する。また、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、必要に応じて設置することとされている。

(議員参集基準)

災害種別	参集方法	参集場所	服装	携帯品
・地震 ・風水害 ・感染症 ・その他	道路状況等を踏まえ 安全を最優先とした 交通手段による	市庁舎5階 (状況に応じて、議長が指定した場所)	防災服、ヘルメット等安全確保できる服装	携帯電話、筆記用具、食料、飲料水、マスク、着替え等

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の行動を行うものとする。

- ①議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ②地域活動を通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- ③議会災害対策会議からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- ④副議長、議会運営委員長、各会派代表者は、議長が議会災害対策会議を設置し、招集を行った場合は、議会災害対策会議の任務にあたる。

ウ 災害等発生時期に応じた議員の行動基準

議員は、災害等が発生したときには、速やかに家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の行動を行うものとする。

- ①地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の行動基準は、**別紙1**のとおりとする。
- ②感染症が発生した場合の行動基準は、**別紙2**のとおりとする。

(2) 議会事務局の体制

執行機関において、市対策本部等が設置された場合には、議会事務局の職員は、通常業務に優先して速やかに執行機関が行う応急対策業務にあたるものとする。

なお、応急対策業務中に、議長が議会災害対策会議を設置する必要があると判断する場合には、執行機関と議会の双方が協議したうえで、事務局職員は議会非常時優先業務にあたることのできるものとする。

議会事務局職員の非常時優先業務

・議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
・議会事務局の電話、ファックス、パソコン等の動作確認
・議員の安否確認
・議会災害対策会議の設置
・市対策本部等との連絡体制の確保
・災害関係情報の収集・整理、議員への発信
・議場、委員会室等の被災状況の確認及び議会災害対策会議の設置準備
・報道対応

ア 議会事務局職員の行動基準

事務局職員の行動基準は、「職員防災行動初動マニュアル」による。

イ 議員への安否確認事項（様式1 議員安否確認表）

・議員と家族の安否状況
・議員の所在地
・議員の居宅の被害状況
・議員の参集の可否と参集が可能な時期
・議員の連絡先
・地域の被災状況

ウ 議員への安否確認方法

- ・議員のファックスに一斉送信（又はメール配信）する。返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。
- ・議長と副議長については、直接電話により安否を確認する。

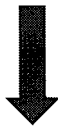
8 議会災害対策会議

(1) 開催フロー

議会災害対策会議の設置の判断



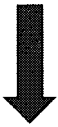
会議開催の準備



各種情報の収集



会議開催



会議開催後

- 市対策本部等が設置された場合、議長が必要と認めるときは議会災害対策会議を設置する。
- ただし、状況判断が必要なときは、議長は副議長及び議会運営委員長と議会災害対策会議の設置について協議する。

- 開催日時、開催場所の決定
- 構成議員（副議長、議会運営委員長及び会派代表者）へ通知
- 全議員へ議会災害対策会議を設置したことを通知

- 議員が把握した被災情報等の集約
- 市対策本部等から災害関連情報や支援情報の収集

- 災害関連情報の議員への伝達
- 地域の被災情報や当局への要望についての精査と市対策本部等への提供についての判断

- 要点記録（様式3）の作成
- 会議内容の全議員への伝達
- 市対策本部等へ災害関連情報・要望書の提出

(2) 議員、議会事務局の対応

- ① 議長は、開催日時と場所を決定し、議会事務局から会議構成議員に通知する。
- ② 議員は、要望等があれば、議会事務局に報告する。
- ③ 議会事務局は、各議員から提供された被災情報等の集約を行う。
- ④ 議会事務局は、市対策本部等から災害関連情報を収集する。

(3) 協議、調整事項等

- ① 議会事務局からの報告
 - ・市対策本部等から収集した災害等関連情報
 - ・議員から提供された被災情報
- ② 災害に関する情報交換と要望に係る調整
 - ・会派代表者からの状況報告と要望
 - ・災害関連情報の整理
 - ・要望の取りまとめ
- ③ 通常体制に戻るまでの今後の対応協議
 - ・今後の開催予定
 - ・本会議開催に向けた議会運営委員会の開催や、委員会・協議会、全員協議会等の開催について調整を行う。

(4) 開催後の議会事務局の対応

- ① 議会事務局は、災害関連情報、要望書、今後の対応予定等会議の内容を全議員に伝達する。
- ② 議会事務局は、要点記録（様式3）を作成するとともに、市対策本部等へ提出する災害関連情報や要望書を取りまとめる。
- ③ 議会事務局は、災害関連情報、要望書を市対策本部等に提出する。

9 計画の見直し

- (1) 議会BCPをより実効性のあるものとするため、災害等における議会と議会事務局の体制（行動基準・連絡体制等）の検証・点検を行い、必要の都度見直しを行う。
- (2) 議会BCPの見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。

10 感染者に関する情報公開

議員の中から新型インフルエンザ等感染症をはじめとする感染症の感染者として認定を受けた旨の連絡があった場合は、必要に応じて次の情報を公開する。

- ①住所（赤穂市まで）②発症日 ③症状及び濃厚接触者の有無 ④海外渡航歴
- ⑤市議会における直近（発症日前後）の行動歴

1 1 災害時の連絡体制

(1) 安否確認

- ① 議会 BCP 対象となる災害等が発生し、議員の安否を確認する必要があると議長が判断した場合、議会事務局から全議員にファックス（又はメール）で安否確認依頼を送信する。送信できない場合は、議会事務局は直接、携帯電話又は固定電話により安否確認の送信の依頼をする。
- ② ファックス（又はメール）を受信した議員は、議員安否確認表（様式1）により、自身の安否や所在、連絡先等をファックス（又はメール）で送信する。
- ③ ファックスが不通の場合又はメール等の使用が制限されている場合は、携帯電話、固定電話等を使用し、議会事務局に連絡する。
- ④ 議会事務局が安否確認依頼の送信後、議員から概ね6時間以内に安否確認が返信されない場合は、議会事務局は、直接、携帯電話又は固定電話により安否確認の送信の依頼をする。

(2) 議会災害対策会議からの情報提供

議会災害対策会議からの情報提供については、必要に応じ全議員にファックス（又はメール）で提供する。

(3) 議員からの情報提供

情報収集連絡表（様式2）により必要に応じて議会事務局にファックス（又はメール）で送信する。

議会事務局

電 話 0 7 9 1 - 4 3 - 6 8 7 6

F A X 0 7 9 1 - 4 3 - 6 8 9 3

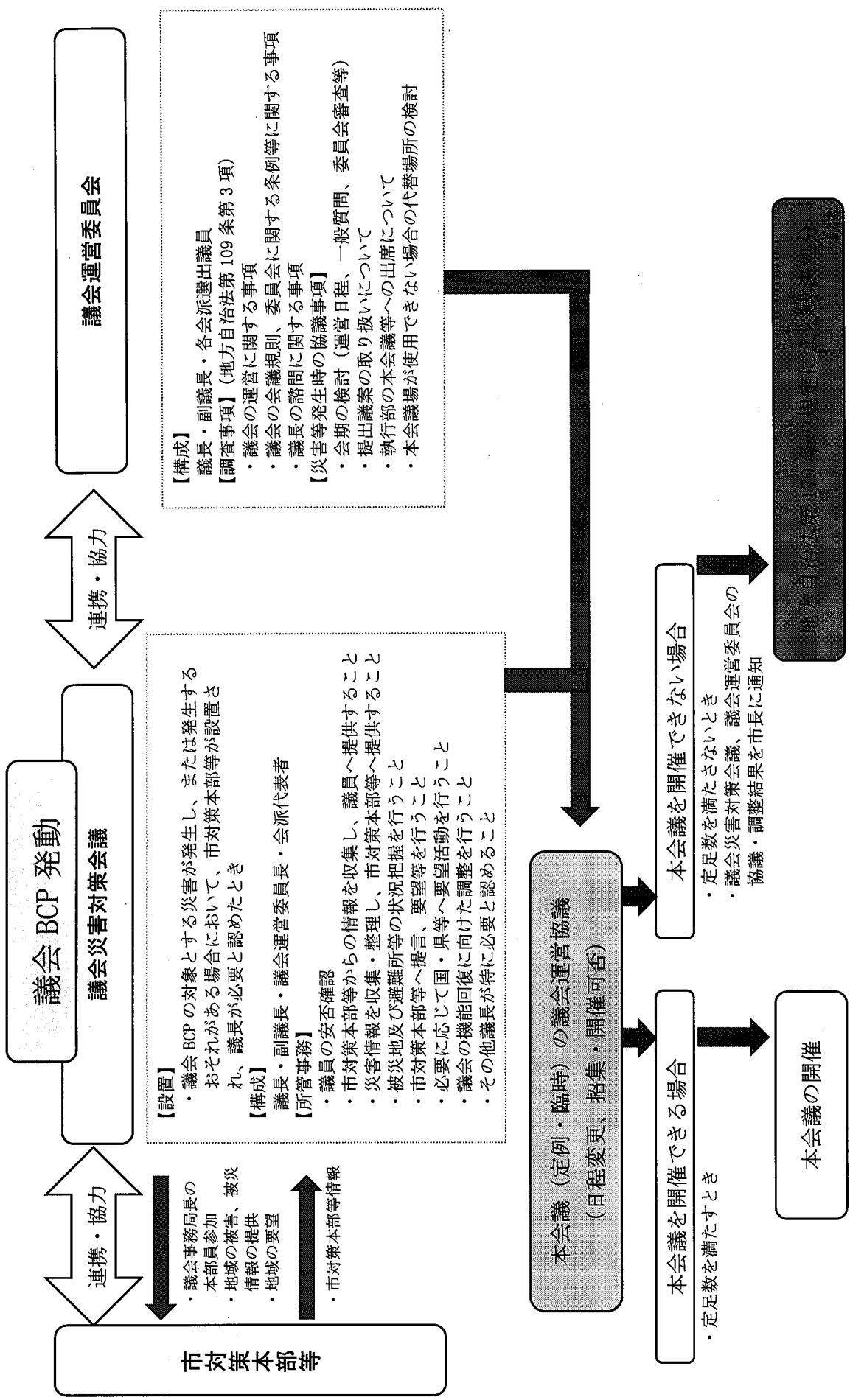
E-mail gikai@city.ako.lg.jp

1 2 その他

議長は、議会災害対策会議を設置したときは、議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに議員派遣の手続きを行うものとする。（文書依頼）

ただし、議員派遣が直ちに公務災害補償対象となるわけではなく、公務性は活動の内容により判断される。議員は、二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動するものとする。

議会BCP対象の災害発生



市対策本部等

- ・議会事務局長の本部員参加
- ・地域の被害、被災情報の提供
- ・地域の要望
- ・市対策本部等情報

【設置】

- ・議会BCPの対象とする災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市対策本部等が設置され、議長が必要と認めるとき

【構成】

議長・副議長・議会運営委員長・会派代表者

【所管事務】

- ・議員の安否確認
- ・市対策本部等からの情報を収集し、議員へ提供すること
- ・災害情報を収集・整理し、市対策本部等へ提供すること
- ・被災地及び避難所等の状況把握を行うこと
- ・市対策本部等へ提言、要望等を行うこと
- ・必要に応じて国・県等へ要望活動を行うこと
- ・議会の機能回復に向けた調整を行うこと
- ・その他議長が特に必要と認めること

【構成】

議長・副議長・各会派選出議員

【調査事項】（地方自治法第109条第3項）

- ・議会の運営に関する事項
- ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ・議長の諮問に関する事項

【災害等発生時の協議事項】

- ・会期の検討（運営日程、一般質問、委員会審査等）
- ・提出議案の取り扱いについて
- ・執行部の本会議等への出席について
- ・本会議場が使用できない場合の代替場所の検討

地方自治法第109条第3項

議員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名	
議員住所	赤穂市

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他 ()
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外 ()	
	市外	⇒ 場所 ()	
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ()	
		無	
参集の可否	可	否	参集可能な時期
	本人との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入		
連絡先			
地域の被災状況			
その他	特記事項があれば、記入		

送信先：議会事務局 TEL 0791-43-6876 FAX 0791-43-6893
E-mail gikai@city.ako.lg.jp

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第○報」は、議会事務局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生概況	発生場所 (地区)	地区名					発生日時	月日		
		住所						時間		
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ	※避難者等からの要望事項等を記入									

送信先：議会事務局 TEL 0791-43-6876 FAX 0791-43-6893

E-mail gikai@city.ako.lg.jp

年度 第 回赤穂市議会災害対策会議要点記録票

開催日時	年 月 日
開催場所	
出席議員	
事務局職員	
案 件	
意見・まとめ	

安否確認及び情報伝達文例

ケース 1	議長（事務局）⇒全議員に送信（安否確認）
表題	安否確認（全議員）について
本文 (例)	<p>〇〇議長（議会事務局）です。</p> <p>〇月〇日〇時〇分、（地震、風水害、その他）が発生しました。</p> <p>赤穂市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、各議員の安否確認を行います。</p> <p>次の内容について確認を行いますので、速やかに連絡してください。</p> <p>可能であれば、「議員安否確認表（様式 1）」での報告をお願いします。</p> <p>なお、ファックス（メール）での返信時には、必ず最初に議員の氏名を記入してください。</p> <p>連絡内容（様式 1 を使用できない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議員氏名 ②自身と家族の安否状況 ③現在の所在地（自宅またはその他の場所） ④居宅の状況 ⑤参集の可否 ⑥連絡先 ⑦地域の状況（特記すべき内容がある場合）
ケース 2	全議員⇒議長（事務局）に連絡（安否確認）
表題	安否報告（全議員）について
本文 (例)	<p>〇〇議員です。安否報告をします。</p> <p>連絡内容（様式 1 を使用不可の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議員氏名 ②自身と家族の安否状況 ③現在の所在地（自宅またはその他の場所） ④居宅の状況 ⑤参集の可否 ⑥連絡先 ⑦地域の状況（特記すべき内容がある場合）

ケース 3	議長（事務局）⇒全議員に送信（議会災害対策会議の設置）構成員の招集あり
表題	赤穂市議会災害対策会議の設置について（構成員の招集）
本文 （例）	<p>〇〇議長（議会事務局）です。</p> <p>〇月〇日〇時〇分、（地震、風水害、その他）が発生しました。</p> <p>これにより、赤穂市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、赤穂市議会災害対策会議を設置しました。（設置します。）</p> <p>議長、副議長、議会運営委員長、各会派代表者は、速やかに市役所 5 階第 1 委員会室（又は〇〇）に参集してください。</p> <p>なお、参集にあたっては、自身の安全確保を最優先し、服装・携行品（事務局の指示あり）の持参についてもご留意ください。</p>

ケース 4	議長（事務局）⇒全議員に送信（議会災害対策会議の設置）構成員の招集なし
表題	赤穂市議会災害対策会議の設置について
本文 （例）	<p>〇〇議長（議会事務局）です。</p> <p>〇月〇日〇時〇分、（地震、風水害、その他）が発生しました。</p> <p>これにより、赤穂市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、赤穂市議会災害対策会議を設置しました。（設置します。）</p> <p>参集は直ちに行いませんが、議長、副議長、議会運営委員長、各会派代表者は、いつでも参集できるよう待機をお願いします。</p> <p>なお、参集指示があった場合は、速やかに市役所 5 階第 1 委員会室（又は〇〇）に参集してください。</p> <p>参集にあたっては、自身の安全確保を最優先し、服装・携行品（事務局の指示あり）の持参についてもご留意ください。</p>

◆議員の初動期における安否確認行動フロー図



議会事務局又は議会災害対策会議から安否確認の連絡があった場合

自身や家族の被災・住居の被害

ない

ある

自身が被災し、
救護を要する場合

家族が被災した
場合

住居被害のみの
場合

家族等から
連絡

死亡・重症

軽症

議会事務局に連絡。安全を確保しつつ、地域の救援・復旧活動に協力

議会事務局に状況を報告

家族を避難させ、状況を議会事務局に報告。可能なら地域の救援・復旧活動に協力

※安否確認は様式 1 で報告すること

赤穂市議会災害対策会議設置要綱

(目的)

第1条 市内に地震や風水害、新型インフルエンザの発生等の大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、赤穂市議会(以下「議会」という。)が赤穂市災害対策本部、赤穂市国民保護対策本部又は赤穂市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部等」という。)と連携、協力し、市民の安全の確保と災害復旧を図るため、災害対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るために必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、地震や風水害、新型インフルエンザの発生等の大規模な災害等が発生し市対策本部等が設置された場合、これに連携、協力するため必要と認めるときは、赤穂市議会災害対策会議(以下「議会災害対策会議」という。)を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 議長は、副議長、議会運営委員長、会派代表者、各議員及び市対策本部等に対し、議会災害対策会議の設置を報告する。

(組織)

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び会派代表者をもって構成する。

2 議長は、議会災害対策会議の事務を統括し、会議出席議員を指揮監督するとともに、情報収集及び執行部との情報共有に努めるものとする。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故があるときは、議会運営委員長が議長の職務を代理する。

5 議会運営委員長及び会派代表者は、議長及び副議長を補佐し、議長の命を受け議会災害対策会議の事務に従事する。

6 議会運営委員長に事故があるときは、議会運営副委員長がその職務を代理し出席する。

7 会派代表者に事故があるときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

8 議長は、必要と認めるときは、議会災害対策会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(議会災害対策会議の事務)

第4条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部等から災害情報の提供を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員から災害情報を収集・整理し、市対策本部等に提供すること。

- (4) 被災地及び避難所等の状況の把握を行うこと。
- (5) 市対策本部等へ、提言、要望等を行うこと。
- (6) 必要に応じて国・県その他関係機関へ要望等の活動を行うこと。
- (7) 本会議、委員会等の開催等、議会の機能回復に向けた調整を行うこと。
- (8) その他災害等に関して議長が必要と認めること。

(議員の任務)

第5条 議会災害対策会議の事務に従事しない議員は、次に掲げる事務を遂行するよう努力するものとする。なお、活動を行う場合は、二次災害の発生がないよう十分留意するものとする。

- (1) 自らの安否及び連絡先を議会災害対策会議に報告し、連絡体制の確立を図ること。
- (2) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて議会災害対策会議に報告すること。
- (3) 議会災害対策会議から災害情報の提供を受け、必要に応じて市民に提供すること。
- (4) 各地域における災害支援・復旧活動に協力すること。
- (5) 各地域において、被災者に対する相談、助言その他の支援を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は議会災害対策会議事務局の役割を担うものとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部等の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、議会からの情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、議長の命を受け、議会災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別紙 1

議会 B C P 行動基準
(地震・風水害編)

1 対応段階の定義

対応段階を下記のとおり定め、各段階に応じた行動を実施する。

対応段階	状 態
予 想 期	発災前
初 動 期	発災から概ね2日
応 急 期	発災概ね3日目から7日
復旧活動期	発災8日目から1か月

2 対応段階に応じた行動基準

予想期（発災前）

議員及び議会事務局は、災害の発生があらかじめ予想される場合は、事前に議員・議会事務局職員の行動基準を確認する。

初動期（発災から概ね2日）

1 本会議中に発生した場合

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長	暫時休憩を宣言
2	議長	議会事務局職員に傍聴者をはじめ、議場内参集者への対応を指示し、全員の安全確保を図る。
3	議員・理事者・事務局職員	自身及び傍聴者の安全確保
4	事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者の避難誘導 ・議員の避難誘導（会派控室へ） ・議場設備・議会フロアの被害状況の確認 ・議会運営委員会開催場所の確保 ・理事者から災害に係る第一報と今後の見込み等の情報収集 ・正副議長及び議運正副委員長に報告
5	議会運営委員会 議長団協議 (本会議休憩中)	参集者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、執行部（副市長、総務部長） 協議内容：状況報告、会議の実施判断協議 ※議決を急ぐ案件を除き、市の災害対応を優先
6	議会運営委員会を開催 (本会議休憩中)	協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ・理事者から災害の概要と被害状況の報告 ・定例会継続の可否について（決定） ・出席理事者について（確認） ・会期日程、議事日程（一般質問実施、委員会開催等）の変更について（決定） ・議場が使用できない場合の代替場所について（確認）
7	議長	本会議再開後、当日の議事を終了し散会又は延会
8	議長	議会災害対策会議の設置を判断
9	議長	議会災害対策会議の招集を判断
10	議員（構成員）	議会災害対策会議設置の場合 ⇒ 参集
11	議員	自身と家族の安全確保、地域の支援、応急活動

※議会災害対策会議の設置＝招集ではない。設置後、会議を開催する時は、招集連絡を行う。

2 委員会（常任委員会・特別委員会）、委員会協議会、全員協議会、
議会運営委員会、会派代表者会開催中に発生した場合

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長又は委員長	暫時休憩を宣言
2	議長又は委員長	議会事務局職員に傍聴者をはじめ、委員会参集者への対応を指示し、全員の安全確保を図る。
3	議員・理事者・事務局職員	自身及び傍聴者の安全確保
4	事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者の避難誘導 ・議員の避難誘導（会派控室へ） ・委員会室設備・議会フロアの被害状況の確認 ・議長団・委員協議の場所確保 ・理事者から災害に係る第一報と今後の見込み等の情報収集 ・正副議長及び正副委員長に報告
5	議長団協議 （委員会等休憩中）	<p>参集者：正副議長、正副委員長、執行部（副市長、総務部長）</p> <p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて理事者から災害の概要と被害状況の報告 ・委員会等会議継続の可否について（協議） ・出席理事者について（確認） ・開催時間、日程等の変更について（協議） ・委員会室が使用できない場合の代替場所について（確認）
6	委員会等再開	<p>協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて理事者から災害の概要と被害状況の報告 ・委員会等会議継続の可否について（決定） ・出席理事者について（報告） ・開催時間、日程等の変更について（決定） ・その他、議事を終了し散会、中止又は開催日の変更
7	議長	議会災害対策会議の設置を判断
8	議長	議会災害対策会議の招集を判断
9	議員（構成員）	議会災害対策会議設置の場合 ⇒ 参集
10	議員	自身と家族の安全確保、地域の支援、応急活動

※議会災害対策会議の設置＝招集ではない。設置後、会議を開催する時は、招集連絡を行う。

3 会議等が開かれていない場合、又は議員が登庁していないときに発生した場合

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長、副議長 議会事務局	議会事務局に参集
2	議長	議会災害対策会議の設置を判断
3	議長	議会災害対策会議の招集を判断
4	事務局職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議場、委員会室等の被害状況の確認 ・ 理事者から災害の概要と被害状況の情報収集を行う。 ・ 議員の安否確認 ・ 議会災害対策会議が設置された場合は、設置された旨を議員に連絡
5	議員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身や家族の安全の確保 ・ 自身や家族の安否を議会へ報告
6	議員（構成員）	議会災害対策会議設置の場合 ⇒ 参集指示があるまで応急活動
7	議員	自身や家族の安全の確保、地域の支援、応急活動

※議会災害対策会議の設置＝招集ではない。設置後、会議を開催する時は、招集連絡を行う。

応急期（発災概ね3日目から7日）

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長	議会災害対策会議の招集を判断
2	議会災害対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡の取れない議員の安否再確認 ・市対策本部等から災害情報や災害対応情報の提供を受け、各議員へ情報提供 ・議員から提供された被災状況や市民要望を収集・整理し、市対策本部等へ情報提供 ・市対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災状況や災害対応状況等の説明を要請し、実施 ・市民の要望を踏まえ、必要に応じて市対策本部等に対する要望について協議（緊急を要するもの） ・市対策本部等へ提言、要望等の実施（緊急を要するもの） ・状況に応じて、議会運営委員会開催の判断 ・議会再開に向けた準備
3	議員	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会などの招集があるまで被災地の災害救援活動や災害復旧活動への協力・支援 ・被災状況や市民の要望等を議会災害対策会議に情報提供 ・市対策本部等からの情報を市民へ提供
4	議員（構成員）	・議会災害対策会議の構成員は、議長から招集があった場合は参集する。
5	議会事務局	議会災害対策会議の運営補助

※議会災害対策会議の招集がない場合でも、市対策本部等からの情報は議員へ提供するものとする。

復旧活動期（発災8日目から1か月）

手順	対応者及び協議の場	対応及び協議内容
1	議長	議会災害対策会議の招集を判断
2	議会災害対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡の取れない議員の安否再確認 ・市対策本部等から災害情報や災害対応情報の提供を受け、各議員へ情報提供 ・議員から提供された被災状況や市民要望を収集・整理し、市対策本部等へ情報提供 ・市対策本部等の活動状況に配慮した上で、必要に応じて被災状況や災害対応状況等の説明を要請し、実施 ・市民の要望を踏まえ、必要に応じて市対策本部等に対する要望について協議 ・市対策本部等へ提言、要望等の実施 ・必要に応じて、国・県、関係機関に対する要望について協議 ・状況に応じて、議会運営委員会開催の判断 ・議会再開に向けた準備
3	議員	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会などの招集があるまで被災地の災害救援活動や災害復旧活動への協力・支援 ・被災状況や市民の要望等を議会災害対策会議に情報提供 ・市対策本部等からの情報を市民へ提供
4	議員（構成員）	・議会災害対策会議の構成員は、議会から招集があった場合は参集する。
5	議会事務局	議会災害対策会議の運営補助

※議会災害対策会議の招集がない場合でも、市対策本部等からの情報は議員へ提供するものとする。

◆行動基準フロー図（地震・風水害編）

	予想期 (発災前)	初動期 (発災から概ね2日)	応急期 (発災概ね3日～7日)	復旧活動期 (発災8日～1か月)
議会災害対策会議等	<p>○会派代表者会 事前協議</p>	<p>○議会災害対策会議（市対策本部等との連携・協力） ○議会運営委員会</p> <p>議会の安否確認 議員から提供された災害情報の整理及び市対策本部等への提供 市対策本部等から提供された災害情報の整理及び議員への提供 被災地・避難所等の状況把握 対策本部へ提言、要望を行う 国・県へ要望活動を行う 議会の機能回復に向けた調整</p>	<p>○各委員会、全員協議会の開催協議</p>	
議会・議員	<p>○議会BCPの事前確認</p>	<p>【本会議等開催中の場合】</p> <p>○会議等の休憩又は延会</p> <p>○会議運営（議会運営委員会と連携） 会議日程、会議運営等協議</p> <p>○議会災害対策会議の指示により行動（議会災害対策会議構成員は、指示があれば速やかに参集する）</p> <p>○自身及び身近にいる人の安全確保 議会災害対策会議に自身・家族の安否、被害の有無等について連絡</p> <p>○視察・出張時は速やかに帰市</p> <p>○各地域で救援・復旧活動に協力</p> <p>○各地域で被災者への相談・助言等（議会災害対策会議からの情報を活用）</p> <p>○地域の被災状況等の情報を議会災害対策会議に提供</p>	<p>○各種議会関係行事の開催・参加協議</p>	
事務局	<p>○情報連絡体制の確立 災害予測情報等の提供</p> <p>○市対策本部等への事務局長の参加</p> <p>○議会運営体制 会派代表者会、議会災害対策会議、議会運営委員会、全員協議会等運営支援</p>	<p>○来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援</p> <p>○議員及び事務局職員への安否確認</p> <p>○議会棟施設、機材の被害確認</p>		

別紙 2

議会 B C P 行動基準

(感染症編)

1 発生段階の定義

感染症の変化する状況に迅速に対応するため、市が定める「新型インフルエンザ等対策行動計画」を参考に、発生段階を以下のように分類し、各段階に応じた行動を実施する。

発生段階	状 態
国内発生期	国内で感染症の患者が発生しているが、兵庫県内では発生していない段階
県内発生期	県内又は隣接府県で感染症の患者が発生している段階
市内発生早期	市内で感染症の患者が発生し始めた段階であるが、患者の接触歴を疫学調査で概ね追える段階
市内感染期	市内で感染症の患者が多数発生し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階又は緊急事態宣言が兵庫県全域に発出された段階
小康期	感染症の患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている段階

2 段階に応じた行動基準

(1) 国内発生期

感染予防対策に係る以下の項目については、議会運営委員会で決定するものとする。

①定例会・臨時会・委員会・協議会

- ・会議出席者は、手指消毒、マスクの着用等感染予防に努める。
- ・傍聴者に対し、マスクの着用を要請し、手指消毒の周知徹底を図るとともに、体調不良時の入場の自粛要請をする。

②その他

- ・議会事務局は市対策本部等と連携して、情報収集に努め、議員への情報提供を行う。

(2) 県内発生期

議長は必要に応じて議会災害対策会議を設置し、以下に掲げる項目の感染予防対策等について対応方針を協議・決定するものとする。

①定例会・臨時会・委員会・協議会

- ・会議出席者は、手指消毒を徹底し、マスクの着用を義務化する。
- ・議員は、発熱等の症状があるなど感染が疑われる場合は出席を自粛する。
- ・傍聴者に対し、マスクの着用を要請し、手指消毒の周知徹底を図るとともに、体調不良時の入場の自粛要請をする。

②議員の出張、視察等

- ・感染状況に応じて、議員（委員会・会派を含む）の市外出張（視察を含む）を自粛する。

③視察等の受入れ

- ・感染状況に応じて、市外からの視察等の受入れを制限する。

④議会・議会外の会議、行事、イベントへの参加

- ・不特定多数の人が接触する可能性の高い会議等について、開催又は参加を自粛する。

⑤その他

- ・議会事務局は市対策本部等と連携して、情報収集に努め、議員への情報提供を行う。

(3) (市内発生早期)

議長は必要に応じて議会災害対策会議を設置し、以下に掲げる項目の感染予防対策等について対応方針を協議・決定するものとする。

①定例会・臨時会・委員会・協議会

- ・会議出席者は、手指消毒を徹底し、マスクの着用を義務化する。
- ・議員は、検温等の管理を徹底し、発熱等の症状があるなど感染が疑われる場合は出席を自粛する。
- ・傍聴者に対し、マスクの着用を義務化し、手指消毒の周知徹底を図るとともに、体調不良時の入場の自粛要請をする。
- ・本会議の傍聴人数を定員の1/2とする。
- ・委員会の傍聴人数を定員の1/2とする。

議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ・速やかに議会事務局に連絡し、会議等は欠席する。
- ・感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局に報告する。
- ・濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局に連絡する。

事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ・速やかに議会事務局長に報告する。
- ・感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局長に報告する。
- ・濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

②議員の出張、視察等

- ・感染状況に応じて、議員（委員会・会派を含む）の市外出張（視察を含む）を自粛する。やむを得ない事情により市外に滞在する場合は、十分感染症対策を講じた上で実施し、行動を記録する。

③視察等の受入れ

- ・感染状況に応じて、市外からの視察等の受入れを制限する。

④議会・議会外の会議、行事、イベントへの参加

- ・不特定多数の人が接触する可能性の高い会議等について、開催又は参加を自粛する。

⑤その他

- ・議会事務局は市対策本部等と連携して、情報収集に努め、議員への情報提供を行う。

(4) (市内感染期)

議長は必要に応じて議会災害対策会議を設置し、以下に掲げる項目の感染予防対策等について対応方針を協議・決定するものとする。

①定例会・臨時会・委員会・協議会

- ・会議出席者は、手指消毒を徹底し、マスクの着用を義務化する。
- ・議員は、検温等の管理を徹底し、発熱等の症状があるなど感染が疑われる場合は出席しないものとする。（発熱の基準は37.5℃とする。）
- ・傍聴者に対し、マスクの着用を義務化し、手指消毒の周知徹底を図るとともに、発熱等の症状があるなど感染が疑われる場合は傍聴できないものとする。（発熱の基準は37.5℃とする。）
- ・本会議の傍聴人数を制限する。なお、傍聴人数は議会災害対策会議において決定することとする。
- ・委員会の傍聴人数を制限する。なお、傍聴人数は議会災害対策会議において決定することとする。
- ・議員や理事者説明員の出席範囲、会議場所、座席配置等については、議会災害対策会議において必要に応じて密接を避けるための策を講じるものとする。

議員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ・速やかに議会事務局に連絡し、会議等は欠席する。
- ・感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局に報告する。
- ・濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温等の実施など、自身及び家族の体調の変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局に連絡する。

事務局職員が感染又は濃厚接触者と認定された場合

- ・速やかに議会事務局長に報告する。
- ・感染と認定された場合は、医療機関等の指示に従い治療を行う。また、治療経過について本人または家族により議会事務局長に報告する。
- ・濃厚接触者と認定された場合は、医療機関等の指示に従い行動する。また、検温

等の実施など、自身及び家族の体調変化に注意し、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及び議会事務局長に連絡する。

②議員の出張、視察等

- ・議員（委員会・会派を含む）の市外出張（視察を含む）は行わない。

③視察等の受入れ

- ・市外からの視察等の受入れをしない。

④議会・議会外の会議、行事、イベントへの参加

- ・不特定多数の人が接触する可能性の高い会議等について、開催又は参加しない。

⑤その他

- ・議会事務局は市対策本部等と連携して、情報収集に努め、議員への情報提供を行う。

(5) 小康期

議長は、患者の発生状況、国・県・市の動向等を見極め、議会災害対策会議を解散するとともに、以下に掲げる項目に係る対応方針等について緩和又は解除することとする。

①定例会・臨時会・委員会・協議会

- ・会議出席者の手指消毒、マスクの着用の義務化を緩和・解除する。
- ・議員の出席の制限を緩和・解除する。
- ・傍聴者の制限を緩和・解除する。

②議員の出張、視察等

- ・市外出張（視察を含む）の制限を状況に応じて緩和・解除する。

③視察等の受入れ

- ・市外からの視察等の受入れの制限を状況に応じて緩和・解除する。

④議会・議会外の会議、行事、イベントへの参加

- ・不特定多数の人が接触する可能性の高い行事について、状況に応じて開催及び参加の規制を緩和・解除する。

3 新型インフルエンザ等感染症に係る消毒について

議員又は職員が、新型インフルエンザ感染症等に感染又は濃厚接触者となった場合の議場、委員会室、議員控室、議会事務局の消毒等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る職場の消毒マニュアル(本庁舎対応用)」に準じるものとする。

◆行動基準フロー図（感染症編）

	国内発生期	県内発生期	市内発生早期	市内感染期
議会災害対策会議等	○会派代表者会議 議会対応方針協議 議会BCPの事前確認	○議会災害対策会議（設置協議含む） ○議会運営委員会 市外出張等の自粛 状況に応じて視察等受入の制限 会議、行事等の開催、参加の自粛 議会BCPの事前確認	○議会災害対策会議（設置協議含む） ○議会運営委員会 市外出張等の自粛 状況に応じて視察等受入の制限 会議、行事等の開催、参加の自粛	○議会災害対策会議 ○議会運営委員会 市外出張等を行わない 視察等を受入れない 会議、行事等を開催、参加しない
		会議日程・会議運営等（議会運営委員会等）	会議日程・会議運営等（議会運営委員会）	会議日程・会議運営等（議会運営委員会）
議会・議員	○感染予防（定例会・臨時会・委員会・協議会等）			
	手指消毒、マスクの着用（任意）	手指消毒、マスク着用の義務化		
	○視察・旅行・出張の規制	発熱等症状での出席自粛	検温の徹底・発熱等症状での出席自粛	検温の徹底・感染が疑われる場合出席しない (発熱の基準は37.5℃とする)
	○各種議会関係行事の開催・参加	市外出張等の自粛	市外出張等の自粛（やむを得ない場合を除く）	市外出張等の中止
傍聴者	○行動・健康状態の管理	自粛		中止
	健康状態の把握	必要に応じ行動記録を作成		
		必要に応じ検温等による健康状態の把握		検温等実施による健康状態の把握
		手指消毒、マスク着用の要請 体調不良時の入場自粛要請	手指消毒、マスク着用の義務化 体調不良時の入場自粛要請 本会議の傍聴人数を定員の1/2とする 委員等々の傍聴人数を定員の1/2とする	手指消毒、マスク着用の義務化 感染が疑われる場合は傍聴できない (発熱の基準は37.5℃とする) 本会議の傍聴人数を制限する 委員会等の傍聴人数を制限する [傍聴人数は、議会災害対策会議で決定する]
議会事務局	○情報連絡体制の確立 国・県・市等の情報収集及び議員への提供			
	○予防・まん延防止啓発	○市対策本部等への事務局局長の参加		
	議会ホームページ、議会報等	議会フロアへの啓発、手指消毒薬の設置		
	○議会運営体制 会派代表者会、議会災害対策会議、議会運営委員会等運営支援			
				○議員の健康状態の把握 ○当局との協議・調整